

【フィリピン】液化石油ガス産業規制法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年10月14日、液化石油ガス産業規制法が成立した。液化石油ガス供給に関する安全性の確保及び市場原理の導入のための規制枠組みを整備することで、消費者保護を図る。

1 背景・経緯

液化石油ガス（liquefied petroleum gas: LPG）は、電気よりも安価で、一般家庭での調理、商業施設での冷房・照明、自動車の燃料等、様々な用途に使用される燃料である。2019年のフィリピンの石油製品需要のうち、LPGは12%を占め、国内全体のLPGの消費量は、年平均で6%増加している。また、LPGは、1992年5月に成立した物価法¹で基本的必需品に分類され、災害、非常事態等の際には、価格凍結の対象ともなる。このように、LPGはフィリピン経済において重要な役割を果たしているにもかかわらず、LPG産業を管理・監視する包括的な規制枠組みがなく、現行の枠組みは、エネルギー省、貿易産業省、フィリピン規格局、その他の政府機関、地方自治体等が立案する様々な政策を継ぎ合わせたものに過ぎなかった²。

2020年12月15日にフィリピン議会上院に提出された上院法案（S.B.1955）及び2021年5月12日にフィリピン議会下院に提出された下院法案（H.B.9323）が統合され、統合法案は、同年8月2日に上院を、2日後に下院を通過した。同年9月14日、法案は大統領府に送付され、同年10月14日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、液化石油ガス産業規制法³が成立した（2021年10月18日公布、同年11月2日施行）。

2 液化石油ガス産業規制法の概要

(1) 章構成

液化石油ガス産業規制法は、第1章：一般規定（第1条～第4条）、第2章：政府機関の役割（第5条～第14条）、第3章：LPG産業関係者の責任（第15条～第22条）、第4章：登録、認可及び許可（第23条～第26条）、第5章：自動車用LPG（第27条）、第6章：LPG圧縮機器の所有（第28条～第30条）、第7章：LPG圧縮容器取換え・交換プログラム及びLPG圧縮容器改良プログラム（第31条～第32条）、第8章：監視・執行メカニズム（第33条～第34条）、第9章：LPG圧縮容器及びカートリッジ（第35条～第36条）、第10章：LPGの輸送（第37条）、第11章：禁止行為及び罰則（第38条～第46条）、第12章：末尾規定（第47条～第58条）の全12章58か条から成る。

(2) 立法目的（第2条）、適用範囲（第3条）及び用語の定義（第4条）

立法目的は、LPGの最終消費者であるフィリピン市民の利益を保護し、その一般的福祉を確

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

¹ Price Act (R.A. 7581). <<https://www.officialgazette.gov.ph/1992/05/27/republic-act-no-7581/>>

² “Sponsorship Speech- Senate Bill No. 1955/ Committee Report No. 160 An Act Providing for the National Energy Policy and Regulatory Framework for the Philippine Liquefied Petroleum Gas Industry, Tuesday, 19 January 2021,” Senate of the Philippines website <http://legacy.senate.gov.ph/press_release/2021/0119_gatchalian2.asp>

³ LPG Industry Regulation Act (R.A. 11592). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/10oct/20211014-RA-11592-RRD.pdf>>

保し、LPG 事業の管理に関する基準を確立するために国の方針を示すことである（第 2 条）。

この法律の適用範囲は、①LPG の輸出入、精製、貯蔵、充填、輸送、流通、販売、②LPG 圧縮容器の輸入、製造、修理、交換、改良、廃棄等に該当するもの、③LPG 産業の安全性に関わるもの全てである（第 3 条）。

LPG とは、商業用のプロパンガス、ブタンガス又はそれらの混合物を指す。また、LPG 圧縮容器（シリンダー）とは、LPG を貯蔵するために設計された、最大 150 リットルの LPG を持ち運び、詰め替えることのできる圧縮容器を指す（第 4 条）。

（3）政府機関の役割（第 2 章）

この法律を実施する主要な政府機関として、エネルギー省は、健康、安全、環境基準、適用されるフィリピン国家規格（PNS）等を確保するために、LPG 産業及び当該産業に関わる全ての関係者を規制し、監督し、及び監視する（第 5 条）。また、エネルギー省は、官民の LPG 産業関係者と協議の上、LPG 産業開発計画を策定する（第 6 条）。

（4）LPG 産業関係者の責任（第 3 章）

LPG 産業関係者は、①LPG の輸入、調達、利用、製造、販売等を行う際、PNS 等の基準に適合していることの確認、②LPG の安全な取扱方法の遵守、③LPG 及び圧縮容器（充填しているかどうかを問わない。）の輸送用自動車の運転者及び同乗者が、その適切な取扱いについて指導を受けていることの確認、④エネルギー省に登録された、又は有効な営業許可を有する LPG 産業関係者とのみ契約することが義務付けられる（第 15 条）。

（5）LPG 圧縮容器取換え・交換プログラム及び LPG 圧縮容器改良プログラム（第 7 章）

この法律の施行令及び施行規則の発効後 6 か月以内に、エネルギー省は、貿易産業省と共に、全ての LPG 産業関係者、消費者団体及び官民関係者と協議し、LPG 圧縮容器取換え・交換プログラム及び LPG 圧縮容器改良プログラムを策定し、公表しなければならない（第 31 条・第 32 条）。

LPG 圧縮容器取換え・交換プログラムには、LPG 圧縮容器の取換え、交換、買戻しの手順及びスケジュール、LPG 圧縮容器の減価償却費の計算、認定された LPG 圧縮容器交換所の設立等が含まれる。ただし、①LPG 圧縮容器改良プログラムと整合的なものであること、②LPG 圧縮容器の安全性が最優先事項とされること、③LPG の最終消費者が、充填された LPG 圧縮容器を購入する際に選択の自由を有すること⁴、④全ての LPG 産業関係者が LPG 圧縮容器取換え・交換プログラムに参加すること等の要件を満たしていなければならない（第 31 条）。

LPG 圧縮容器改良プログラムには、LPG 圧縮容器改良プログラム基金の設立、積立額、基金の用途、基金を利用することができる団体、基金の利用及び監査の手続等が含まれる。ただし、①LPG 圧縮容器取換え・交換プログラムと整合的であること、②LPG 圧縮容器の安全性が最優先事項とされること、③全ての LPG 産業関係者が LPG 圧縮容器改良プログラムに参加すること、④商標権者のない LPG 圧縮容器には、最後に当該容器を所有していた商標権者の商標又は商号を恒久的に表示することが必要とされ、その上でこの法律に従って、当該 LPG 圧縮容器の新たな所有者を認定すること等の要件を満たしていなければならない。なお、このプログラムは、商標権者のない LPG 圧縮容器で、かつ(a)違法に輸入された、又は(b)欠陥があり、有害で、安全ではなく、危険な LPG 圧縮容器には適用されない（第 32 条）。

⁴ LPG の最終消費者が空の LPG 圧縮容器を小売店に持ち込んだ場合、その小売店で扱っているメーカーが別の LPG であっても、その LPG を購入し、持ち込んだ圧縮容器に詰め替えることができる。op.cit.(2)